

令和6年度 白馬村観光振興のための財源確保検討委員会 第2回宿泊税検討部会 議事録

日	時	令和6年7月19日(金) 13:30~16:30
場	所	白馬村役場 302会議室

■ 委員 (敬称略)

東京女子大学 現代教養学部 国際社会学科 教授	矢ヶ崎 紀子	出 席
白馬村観光局 事務局次長	新路 祐也	出 席
白馬さのさか観光協会 会長	中村 由一	出 席
白馬五竜観光協会 事務局	佐藤 文生	出 席
八方尾根観光協会 会長	丸山 徹也	出 席
白馬岩岳観光協会 副協会長	切久保 公正	出 席
長野県旅館ホテル組合会白馬支部 理事	丸山 一馬	出 席
白馬村宿泊イノベーションチーム	丸山 智彦	出 席
白馬村ホテル協議会 事務局	柴田 謙二	出 席
白馬お宿倶楽部 代表	伊藤まゆみ	出 席
HIBA (Hakuba International Business Association) 会長	イアン・ミラー	出 席

出席 11 名

■ オブザーバー (敬称略)

白馬村 副村長	吉田 久夫	出 席
白馬村議会 産業経済委員長	切久保 達也	出 席

■ 事務局

白馬村役場 税務課長	太田 雄介	出 席
白馬村役場 税務課 課税係長	一井 剛	出 席
白馬村役場 総務課 企画政策係長	渡邊 宏太	出 席

開会（13：30）

〈丸山智彦 副部長〉  
開会を宣言した。

## 1 あいさつ

〈柴田 部長〉

皆さんこんにちは。夏休みシーズン前のお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。また、矢ヶ崎先生は遠いところお越しいただきましてありがとうございます。前回に引き続きまして、宿泊税の検討部会ということで皆さんよろしくご審議のほどお願いいたします。それでは協議事項に早速移ってまいります。お配りいたしました次第に基づきまして進めさせていただきます。まず入湯税の現況について、事務局の方からお願いします。

## 2 協議事項

### (1) 入湯税の現況について

〈太田 税務課長〉

第1回では、第2回の今日ぐらいになれば、長野県の宿泊税制度の姿が見えてくるだろうから、それをベースに検討したいというふうにお伝えさせていただいたんですけども、まだ主要な部分が出てきていないというのが現状であります。

資料の8ページをお開きいただけますでしょうか。こちらが現段階で宿泊税の制度の中で見えてきている項目、見えてきていない項目で、名称の前に、○、△があるんですけどもこの○印が現段階で明らかになっている項目です。確定ではないんですけど県の案として、7月の県議会の知事の提案説明の中でこういうコメントがありました。名称は、観光振興税。目的は長野県を世界水準の山岳観光地とするため、観光資源の充実、受入環境の整備その他の観光振興を図る施設に要する費用に充てるとされています。主な用途として大きく三つ挙げられています。一つ目が世界水準の山岳観光地を作るための施策の重点的な実施、その中には三つ、長野県らしい観光コンテンツの充実、観光客の受入環境整備、観光振興体制の充実。大きな二つ目として、市町村への交付金。これは長野県が宿泊税として徴収して、そのうち各市町村へ一定のルールに基づいて交付するもの。三つ目として徴税経費、広報経費等、こういった用途が出てきております。併せまして、一番下の施行予定日です。令和8年4月に施行ということが明言されました。

一番重要となる印の無い項目ですね、税率、租税調整、課税免除、免税点。租税調整というのは県と村の税を何対何にしましょうかっていう様な話です。この4点が、今日現在のところでまだ見えてきて

いませので今日のところは、入湯税をメインの検討項目にさせていただき説明してまいります。

「資料1」により入湯税の現況について説明した。

#### <柴田 部会長>

確認なんですけど観光振興の半分というのは、白馬村においては観光局へのいわゆる負担金がここから支出されているっていう捉え方でいいでしょうか。

#### <一井 課税係長>

村の予算から観光局への負担金が支出されておりますが、その全額が入湯税というわけではないです。観光局はいろんな補助金をもらっておりますし、そこへ入湯税を財源として充当すると、一般財源と特定財源があるんですけれども、特定財源が多ければ事業費全体にかかる一般財源は少なくなります。

観光振興とは観光局への負担金ばかりではなく、平地観光施設ですとか山岳観光施設ですとかそういった白馬村が直接事業をやることの施設整備の方へも入湯税を充てています。

#### <柴田 部会長>

皆さんからご意見をお伺いする前に、私も幹事ということで参加させていただいているんですけども、温泉施設連絡協議会で特に今年度に入ってですね、いわゆる入湯税で源泉の維持管理とかに予算が今まで配分されてないということで見直しをしてほしいという要望をまとめられているというような経緯がありまして、その辺を担当している新路さんから状況についてお願いします。

#### <新路祐也 委員>

白馬村温泉施設連絡協議会っていうのが、白馬村の中にあるんですけどもそれは源泉の所有者と、日帰り入浴施設が委員となっていて、その中に入湯税検討委員会っていう組織を作って、私もその委員に入らせていただいています。今年の3月と6月に2回開催して、今ちょうど各施設から入湯税の使い道として、こういうふうに使ってほしいというような要望をまとめましょうということで、7月一杯までアンケートを行っています。事務局の商工会に今のところ何かご意見ありますかっていうような問い合わせをしたところ、まだ1ヶ所からしか来ていないんですけども、やはり源泉の保守管理っていうか、そういったところに入湯税から何か補助していただけるものが欲しいというようなことが届いているとのことであります。

この1、2年の間にも例えば、「倉下の湯」が止まったり、「十郎の湯」もポンプの故障で温泉が引けないっていう状態になっていて、皆さんの話を聞くと、配管の老朽化、ポンプの老朽化、地震の影響で、今までは自噴していたのが出なくなってしまって、ポンプを新規で付けなければいけない、その経費が何十万円単位じゃなくて、何百万円、下手したら1,000万円という単位で、皆さん自分たちで払って、温泉施設を営業されているっていうような状況なので、今後配管っていうのは絶対更新していかなくちゃいけないってなると、もう事業をどうしようかっていうふうに考えてらっしゃる入浴施設も何軒かあるっていうような状態なので、最終的にはそういうような要望が村の方に出されるのかなと私は予想しています。

#### <伊藤まゆみ 委員>

入湯税の使途を、何年かに1回検討するという決まりはあるのでしょうか。

**<太田 税務課長>**

入湯税については、そういう決まりはありません。これから私達が導入しようとする宿泊税というのは、法定外目的税として自治体独自でやるものです。それには見直し期間（課税期間）というものを定めて総務省協議を行う。その違いがあります。

**<伊藤まゆみ 委員>**

この資料を見せていただいて宿泊税は多分そういうことをするんだらうなと思うので、この際やはり入湯税も何年かに1回使途を検討するっていう形がよろしいんじゃないかなと思って提案させていただきます。

**<丸山徹也 委員>**

一般財源に入るからそうだと思うんですよ。一般財源に入ってしまうからそういうふうには扱えないんじゃないですか。

**<太田 税務課長>**

この検討部会には宿泊税と入湯税の検討をお願いしているので、答申として使途を含めた入湯税制度の検討を何年か毎に、宿泊税導入に合わせて制度化しませんかっていうような提案はできると思います。

**<柴田 部会長>**

それでは、新路さんからご説明がありましたように入湯税につきましては、温泉施設連絡協議会でも、いわゆる源泉を所有する人たちからそういった要望が今後出てくるであろうということは一応想定されます。単純に入湯税を下げればいいという発想だと、当然今後原資が減るので、その辺の予算の配分もまた変わってくるということも踏まえて、皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

**<丸山徹也 委員>**

先ほど係長からの説明で観光振興の中で山岳観光施設整備の部分に入湯税を使っているっていう話があって、例えば山小屋の整備をするのにもこの財源を使っているというのを聞いて、そこは温泉のある施設ではないんですけど、一般財源に入ったからそれはそうなんですけど、もしこの150円という金額を変えずに行うのであれば、温泉を入れている施設からいただいているのでそれに関係するところに使っていただきたいと思います。もしそうでなければ、宿泊税の導入になるので入湯税の税額はできれば下げてください。そして新しく導入される予定の宿泊税と一緒にして、観光振興へやっぱ使っていただければありがたいです。

**<伊藤まゆみ 委員>**

4ページですが、白馬村の入湯税の使途状況ということで4,300万円のうち2,000万円、半分程度ですね、こちらが環境施設の整備費、塵芥処理、し尿処理施設負担金などということで、大きな金額が充

てられているいるわけですね。過去2年、令和4年と令和3年、ぐっと伸びているんですね。これは何  
でだろうかっていうこととですね、次の5ページの山ノ内町の衛生施設組合への負担金っていうのが、  
(入湯税の収入額は)割と同じような金額5,400万円ぐらいですけども、(衛生施設への負担金は)低  
い。なぜ白馬村はこの部分が多いのでしょうか。

**<一井 課税係長>**

この2年、そこに充当している金額が多いということですが、やはり公衆トイレですとか、塵芥処理  
の負担金がものすごく多くなっているのは、コロナ明けで観光客が増えてきているからということになり  
ます。

**<伊藤まゆみ 委員>**

入湯税の収入額はコロナ前に戻ってるわけですよ。4,000万円へ増えて、令和5年度に関しては  
5,000万円になると、そんな予想されているかと思うんですね。にもかかわらずコロナ禍前よりもゴミ  
の量が増えているということですか。

**<一井 課税係長>**

塵芥処理の事業費なんですけれども、令和4年で1億940万円、令和3年だと9,800万円。それが、  
令和2年や令和元年は5,000万円程度でありまして、塵芥処理に係る費用が今は倍ということになりま  
す。

**<吉田 副村長オブザーバー>**

オブザーバーの副村長吉田です。私から補足させていただきます。ゴミ処理の関係につきましてはご  
存知の通り広域化になっていますよね。圏域で一緒にやっているんですけども、その中で(宿泊施設や  
飲食店等の)いわゆる事業系のゴミを含めた出す量によって、大町市や小谷村や白馬村の負担割合とい  
うのが決まる。ゴミを出した実績で決めるということになってるんですけども、伊藤委員さんおっしゃ  
るように観光客が戻ってきているので、総量が白馬村の出している部分っていうのは、全体いわゆる三  
市村の割合からすると白馬村が出しているゴミの量が多いんです。多いので、負担金額はゴミの総量に  
よって、それぞれの構成市町村で割っているもんですから、その負担額が伸び、一般ゴミは白馬村が下  
がってはいるんですけども、事業をなされている方のゴミの量が伸びていることから、総量自体が変わ  
らなかったとしても、白馬村の事業負担金が増え、いわゆる予算額が増えるということで入湯税を充て  
ているというような状況でございます。

**<伊藤まゆみ 委員>**

わかりました。

**<柴田 部会長>**

その他、ご意見どうぞ。

**<新路祐也 委員>**

納税者視点で、入湯税と宿泊税の重複ですけれども、私自身が宿泊施設を営業していない中での発言なんですけれども、その用途であったり、こういう目的のための税ですっていうふうな説明が納得できれば100円200円の違いは、私としては必要だと思えば払う気持ちではあるんですけれども。それは観光客目線で言うところの、私としての意見です。

#### <佐藤文生 委員>

2点伺います。入湯税を払っている温泉施設の件数が何件なのかが一点と、「十郎の湯」と話しをしましたが、やっぱり温泉が出なくなって引っ張る（維持、補修をする）にもその補助金が無いっていうことで非常に困ってまして、入湯税をもらうんだったら、やっぱり払っているところへある程度還元してくれないと困るという話を聞きました。なぜ他の地区（山ノ内町）みたいに納税しているところに税金を使ってないのかっていうのを教えていただきたいと思います。

#### <太田 税務課長>

まず一点目の件数、お湯を引いている温泉施設、入湯税の特別徴収義務者は約130施設です。日帰り入湯施設が何件なのか、件数の資料をいま持っていませんが、130施設から日帰り入湯施設の数を引きくと、宿泊施設の数になります。

それと二つ目。観光振興に充てる財源というものがない中で、この入湯税を充ててきたというのが背景にあると思います。それともう一つ、施設や源泉は民間所有でありましたので、そこに対する補助っていうのが今までしっかりと検討されてきていない、その結果、源泉管理っていうところに充当されていないのかなというふうに、私はちょっと予測します。

#### <吉田 副村長オブザーバー>

副村長の吉田です。概ね今課長が申し上げたとおりです。特別徴収義務者に納めていただく入湯税の金額というのは、過去に比べると伸びてきていると思います。伸びてきている中で施設の整備であるとか、いろんな用途に充当を求めようになりましたけども、過去は入湯税の収入額自体が伸びなかったりして充当するところも限られるというようなところも背景にはあったと記憶しております。今後この入湯税をどういうふうにしていくのかというのは、宿泊税の方向性によって審議をされるべき内容だと思いますのでそこら辺も踏まえてご意見を出していただければと思います。

#### <柴田 部会長>

いろいろご意見出ておりますけども、これまでのところで、矢ヶ崎先生の方で情報とかアドバイスはありますでしょうか。

#### <矢ヶ崎紀子 委員>

宿泊税の導入と合わせて入湯税の議論をするということは非常に大事な論点であって、論点のセットとしてはとても良い話の進め方だなと思います。今、ご質問にもありましたけれども入湯税ってなぜ実際の受益者、充当すべき事業者に還元されず、広く使われているんですかということですけども、何も白馬村に限ったことではないです。やはり全国的に入湯税が一般財源化している。元々、観光に対して税金をちゃんと使うという経験があまりない中で、入湯税というのは観光にも使えるということで、

割と使い勝手よく目的税として立ち上がってきているんですけども、徴収してみると毎年一定額入ってくるし、そして何より観光というのは非常に広いので、解釈の仕方によってはいろんなところに使えるということもありまして、全国各地で起こってきた状況、一般的な言葉で言われるのが、「入湯税の一般財源化」ということであります。入湯税が一般財源化していて、端的に言うと代理徴収でしっかり頑張っているのは温泉旅館含めた観光事業者であるにもかかわらず、使途が広がって自分たちには返ってこないんじゃないのっていう状況があるのでそれを踏まえて、一般財源化してしまった入湯税というものを乗り越える形で、目的税とした性格がはっきりある宿泊税を入れていこうっていうふう論点が強まってきているっていうところもあります。

私も4ページを拝見して、そもそも入湯税で使うべき、使途としては鉱泉源の保護管理施設を守り、そして配管の老朽化とかこれからもっとひどくなる、そして自然災害も起こるでしょうといったところに新たな需要も起こってくるわけですね。そういったところにしっかりお金を使っていくということは入湯税としての目的として明確であって、ここの柱がしっかりした上で、プラスアルファ何に使いましょかっていうところの本来の入湯税に、この度の宿泊税の検討を契機に切り替えていくっていうことを白馬村が模範となる形でやられたらいいんじゃないかなっていうふう思った次第です。ですから観光の振興費であるとか、環境衛生施設の中でも、本来の入湯税の使途はなんだろうかって思うところを整理した上で、鉱泉源についてはしっかりこれを守っていく。これに関わってる人たちの必要経費の支援を行っていくという形にされるのがいいような気がして拝聴しておりました。私の言いたい趣旨は、目的税なのだから目的をはっきりした形にし、すっきりした税体系にしていけば、いろんな人からの納得が得やすいんじゃないかっていうことです。

#### <丸山徹也 委員>

私の知っている範囲の情報でお話をさせていただきたいと思うんですけども。白馬の温泉って新しいんですね。例えば、5ページの山ノ内町とか小諸市って昔から温泉あったんですねよ。

入湯税を取ってる前の時代から、維持管理するのって泉質によって定期的にメンテナンスをしたり、パイプを交換したりするっていうことは必要でしたし。例えば草津温泉って皆さんご存知だと思いますけど、あそこは酸性が強いので湯畑からは毎分何千トンという温泉が出ているんですけど、町の外れで、川に流す前に中和するための石灰を入れる工場があるんですねよ。そういう昔からある温泉地の入湯税の使途と、阿智村や白馬村の様な新しい温泉地での入湯税の使途は、矢ヶ崎先生が言うように分けて考えた方が良く思うんです。だから阿智村の検討委員会の報告書に書かれている「宿泊税導入に伴う納税者の二重の負担について軽減を図る」ための入湯税の減額というのは白馬村が一番近いかって思って補足させていただきました。

#### <柴田 部会長>

矢ヶ崎先生からの入湯税についてもきちっと明確にしていっての方がいいんじゃないかということ踏まえて、この部会も前に進めていっての方がいいんじゃないかなっていう風に思いました。

先ほど、入湯税を明確化した上で宿泊税と重複する部分は税額を下げもいいんじゃないかっていうようなご意見もありましたけど、他の皆さんがどんなご意見でしょうか。

#### <切久保公正 委員>

入湯税の金額のところでは話しますと、宿泊税の導入に併せて先ほど先生がおっしゃられた目的税であるから目的に対してどのぐらいの税額（収入額）が必要なのかという部分を考えて最終的に金額が動くような気がします。ただそうは言っても税金ですので払う金額が少ないに越したことはないと思うんですけど。ただ、現状からいきますと今の金額を集めていっても十分な財源が取れるとは思えませんので、宿泊税の導入が決まった時点で、入湯税の用途について観光財源に充てている部分をカットしていけば、目的がはっきりするわけですので、そういった意味で入湯税というのは現状維持でいいのかなと私は思います。

#### <佐藤文生 委員>

税金を払う立場として先ほど新路さんが、150 円、50 円って別に気にならないとおっしゃったけど、事業者の皆さんは税金を取るとき全部込みの料金でいくらってということで、そこから分けてやっていると思うんですよ。消費税のように宿泊代には税金を預かっているものだから、分けてお客さんも納得して払うと思うんですよ。

例えばうちの近所にある宿泊施設は、1 万円の壁は越えられないと。そうすると、入湯税はうちが負担してやらなきゃいけないんじゃないかというように、お客さんからは取れないよってというような形で言っているんで、全部込みで話してそこから分けてやっていると思うんです。ですけど宿泊代はこれで、宿泊商品はこの値段だけど、プラス消費税がかかってきますよってというようなやり方で案内の仕方をしていけばお客さんは納得すると思うんです。ですからあえて施設側が先走って安くする作業って必要はないと思います。よって入湯税もそのまま私はいいいと思います。但し、宿泊代はいくらなんだけど、これだけ別途税金がかかって私達が預かっているんだ、ということを示さないと難しいなというふうに思います。お客さんの立場から考えたら、高いとかっていう話にはならないと思います。社会の流れがそういう形になっているんで。

#### <伊藤まゆみ 委員>

先ほど「込みで」っていうことをおっしゃったと思うんですが、宿泊税を反対されている方の中には、ブッキングドットコムなんかのエージェントを使っていることもあるんですけども、そこに 15%の手数料がかかり、あとクレジットカード使ったときに 5%かかりっていうのは、「込み」だと結局 20%をさらに払わなきゃいけないので、宿泊税で 100 円とか 150 円かかったら持ち出しは必ず発生すると思うんですよ。それを皆さんは嫌だと言っているんですよ。他の方がどうするかわかりませんがもうちはそういう形になれば、宿泊税は別途キャッシュでもらうしかないなと思っています。そうするとやっぱり私は宿泊税を反対しているんですが、長期のお客様、特に家族なんかで 1 週間ぐらい泊まっていることもあるんですが、これはかなりネックになって税金をこれだけ取られるっていうのはいかがかなっていうふうには思っています。なので皆さんその辺も十分お考えいただければなっていうふうには考えます。

#### <佐藤文生 委員>

お客さんには代金をいただいて、入湯税を直接払ってください。というのが普通のはずなんですよ。ですから全部込みっていうこと自体が、ちょっとおかしいです。税金は別ですから。エージェントは全部込みの何%になってくるから、そうなってくると税金に手数料がかかるっていうこと自体おかしいん

で、税金は別で現払いですよっていうふうにやっているとそれが正当だと思えますよ。

#### <イアン・ミラー 委員>

僕も同じこと考えていたんで、調べたんですよ。ブッキングドットコムは税込の値段しか出せないんですよ。消費税込みの値段で出さなきゃいけないので、手数料はその消費税込の値段から出ていますよ。消費税の10%は取れるんですけど、その他の税は取れないんですよ。宿泊税とか入湯税とかは取れない（提示する料金に含めることができない）。例えばエージェントを通して予約が入ると、入湯税とか宿泊税は（お客さんから取っていない場合には）ホテルが払わなきゃいけないんですよ。旅行会社が払うわけじゃないから。（宿泊者が）お金をホテルに払うときに、別で宿泊税の振り込みしなきゃいけないんですよ。

#### <丸山徹也 委員>

ブッキングドットコムだと、オンラインで予約をしてヨーロッパに泊まると、宿泊税はそこで（現地）キャッシュで払います。うちもそうですけど、入湯税はブッキングドットコムを通して来た人にも別途150円払ってもらいます。

#### <矢ヶ崎紀子 委員>

今の話はすごく大事だと思います。次第を見ますと9月上旬に勉強会が開かれるということになっています。ここに京都市観光協会のDMOの方を招いてお話を聞けるということになっていますが、ぜひ皆さんこのときに、京都の宿泊事業者が海外のブッキングドットコムとか、海外OTAを使ったときに税金をどのように支払わせているのかっていう、お金の流れですね、これを確認されたいと思います。加えて、国内のOTAを使ったときにどういう支払い方をして、どういう取引条件でやっているのかっていう実態をしっかりと把握されるのはお勧めします。京都市は、私こちょっと詳しく聞いていなくて申し訳ないんですが、OTAを宿泊事業者と同じ税の特別徴収義務者に指定しています。それで何が京都に起こっているのか。もしかしたら指定できているのが国内のOTAだけかもしれません。京都市だけですねOTAを特別徴収義務者に指定しているのは。それで何が起こっているのか。良いことが起こっているんだったらしっかりと把握されるべきだし、そうでもないっていうことであれば、この勉強会でぜひ詳しく話していただけるように、今からリクエストをかけていただければいいかなと思いました。

#### <太田 税務課長>

勉強会の内容は調整中なので、そのあたりも含めて検討して参ります。

#### <柴田 部会長>

皆さんからご意見をいただきました。仮に、入湯税を例えば50円に下げたとすると、現状だと概ね5,000万円の税収のうち、日帰りが約1,000万円、宿泊が4,000万円ぐらいの割合ですよ、仮にその場合、当然宿泊分は4,000万円が1,500万円ぐらいに減りますので、村の税収としては5,000万円が2,500万円ぐらいになるということになると思うんです。これからいろんな意見が出て温泉施設連絡協議会から例えば源泉の維持管理に充ててほしいというような要望が出たときに、入湯税をそういったところに充てていくとすれば、入湯税はなかなか観光財源には使えなくなってくる。その配分をどうする

かっていうのはあると思うんですけど。その辺、白馬村としても、(導入すれば) 宿泊税分は増えるんですけども。

今日いろんなご意見が出た中で、温泉施設連絡協議会からどのようなアンケート結果とか、ただ、先ほど新路委員からの話がありましたように、源泉の方がかなり傷んでいて、実際に塩の道温泉も、カタクリ温泉もほぼ止まっている様な状況で、唯一配湯している姫川温泉さんが、配湯を受けている施設が多いわけですね、源泉を直接引いているのは八方温泉だけなので、あとはみんな配湯を受けて、極論を言うと姫川温泉がもし何かあれば白馬の温泉施設がある意味半分ぐらいはダメになるという状況ですので、この状況を踏まえて、今回は温泉施設連絡協議の資料の配布をお願いします。

#### <新路祐也 委員>

宿泊施設として、入湯税の宿泊者に対する 150 円と日帰りの 50 円っていう差があることについて、お客さんへの説明のしづらさとかってあるのでしょうか。

#### <丸山徹也 委員>

そこは関係ないですね。お客様は多分そんなことを気にしてないと思います。

#### <新路祐也 委員>

入湯税の税額を下げた方がいいっていうご意見があったり、僕は個人的にはそのままでもいいっていう意見なんですけど、宿泊施設としての苦勞とか、説明のときの負担が何かあるのかなっていうところがあって。もし宿泊施設として例えば 50 円に税額を下げた方が、全てがスムーズに回るっていうんだったら、そういうことも一つの要因になるのかなと思って聞いてみました。

#### <丸山一馬 委員>

入湯税の徴収額は 4,300 万円ですけど、その他にも一般財源から(観光振興への予算に)入ってくるものがあるっていうことでよろしいですか。

#### <太田 税務課長>

山ノ内町の例ですが、これはあくまでも入湯税をここに充てている額ですので、例えば、消防施設整備等の整備事業が 300 万円ありました。そのうちの一部に入湯税を充てているので、その他は普通の財源、普通の税金ですね、充てているというような、全体事業費をここに書いていないので紛らわしいですけども、入湯税だけで成り立っている事業というのは、白馬の例を見てもほぼ無いですね。

#### <丸山一馬 委員>

そうしますと例えば 4,300 万円の入湯税として、充当の割合を先に決めているのかそれとも、事業費全体の不足額を埋める形で充当額を決めているのか教えてください。

#### <太田 税務課長>

まず入湯税約 5,000 万円の予算を予定していたら、この 5,000 万円を四つの目的にいくらずつ充てようという割合は決まっています。例えば観光の事業について補助金とか、交付金があれば、そっち

の財源を優先し、そういうのがない場合は入湯税が手厚く充当される予算の組み方だと思います。

#### <一井 課税係長>

その通りでありまして、入湯税を充ててもいいという事業をまずピックアップしておいて、必要な事業費が出てくる。そこに対して、例えば消火栓であれば補助金もあるし、負担金もあるし、300万円かかるところに200万円の財源が既にある、ということであればそこには入湯税を100万円充てれば事業ができる。そういったことを一つ一つの事業に細かく予算の財源の配分を見ながら、ここにはこれだけの入湯税を充てましょうというふうにやっています。結果このパーセントになるということになります。

#### <丸山一馬 委員>

宿泊税が導入されれば、宿泊税は主に観光の関係とかに使われるものだと思うんですけどそうなってくると、入湯税は観光への充当割合が減ってきて、もっと衛生施設や温泉の源泉の整備とか、そっちの方っていう感じに割合が変化していくということですね。

#### <柴田 部会長>

先ほど矢ヶ崎先生からお話がありましたように、今までいわゆる一般財源化ってということが、言い替えば役場の裁量で予算を配分して事業をやる中で、宿泊税を導入したときに入湯税を減額したりするとその分財源が減ってくるので、例えば入湯税は源泉の維持管理に8割ぐらいは使う様にしてほしいとかそういうことを検討して、方向性を提言することは可能だと思います。

ただその前に、結局入湯税の金額をどうするか。先ほど委員さん方からのいろいろな視点では、例えば今まで入湯税150円だったものが、今度宿泊税が仮に200円徴収するということであれば200円プラス150円で350円かかりますという説明をお客様にはしないといけないので、そういったときに仮に入湯税が今度は150円から50円になりますって言えばお客さんにも説明はしやすいです。それを対面でやるのは我々特別徴収義務者であり、時にはお客さんから一言、そんなの聞いていないから払わないよっていう場合もありますよね。だからその辺を踏まえて最終的にどうしたらいいかっていうのは検討いただきたいと思います。

#### <伊藤まゆみ 委員>

先ほど温泉施設連絡協議会へのアンケートが7月末までという話でしたが、今後、入湯税と宿泊税を両方取るっていうお宿さんにもアンケートをとってみるっていうのはありなんじゃないかなって私は思うんです。コンセンサスを取るということで、宿泊施設であって現在入湯税を徴収しているところ、まずそういうところをターゲットに意見聴取したらどうかと思うんですがどうでしょうか。

#### <新路祐也 委員>

今回アンケートは温泉施設連絡協議会っていうところでやっていて、会として要望を提出するための基礎資料とすることが目的なので、おっしゃることは分かるんですけども、温泉施設連絡協議会ではそういう考えのもとでアンケートを行っていることを理解してください。

#### <伊藤まゆみ 委員>

もう一度アンケートをとったらいいんじゃないかと提案をさせていただいているわけなんですけど。やはり入湯税に関係する人と宿泊税に関係する人たちの意見が一番大切だと思うので、そこをないがしろにしない方がよろしいんじゃないかなと思いますので、ぜひご検討よろしく願いいたします。

**<太田 税務課長>**

先ほど 130 件のリストを村で持っていますと申し上げたので、(アンケートを) 村としてやることは一つの手かなというふうに考えています。この検討部会で、村長に答申するときの根拠として特別徴収義務者の方はこういうふうに考えているんですよ、みたいな使い方をするのであればやる価値があるのかなと思いますので、考えさせてもらいます。

**<伊藤まゆみ 委員>**

宿泊税と入湯税の両方に関係する人がいるので、ここで決めちゃいけないんじゃないかなって思うんですよ。なので、ぜひそうしてしていただきたいなと思います。

**<丸山智彦 委員>**

(入湯税は) 地方税法で用途が決まっていると思うんですけど、その用途に関して提案をしたり提言をしたりというような話が出たんですが、それは通るものなんですか。例えば温泉施設連絡協議会とか、二重の特別徴収義務者になるであろう私達にアンケートを取っていただいて、入湯税をこういうふうに使っていただきたいと提言をしたとしたら、そういうのって通るものですか。

**<太田 税務課長>**

村長からの諮問に対して、答申することになりますので、しっかりと受け止め、尊重するようになると思います。

**<丸山智彦 委員>**

この後の議題の 2 番の宿泊税の制度にも関わってくるんですけど、我々特別徴収義務者になるであろう人たちは、額というよりどのような徴収方法になるかによって、先ほど矢ヶ崎先生がおっしゃったように、京都市の様に O T A を特別徴収事業者指定していただければ、私達はお客様とのやり取りの中で税金を預からないで済んじゃいます。自動的に税金を納められるっていうことであるならば、もしかすると、先ほどから皆さんがおっしゃる様な懸念事項は無くなってくるんじゃないかと思えます。予約をする段階で、入湯税も払うし、宿泊税も含まれた金額で O T A の予約ボタンを押すので自動的に税が徴収されるという形になると思うので、額というより徴収方法なんじゃないかなって思っているんです。

これから宿泊税の話になると思うんですけど、これまで以上に入湯税って何に使われているのっていうことを、打ち出していかなければいけないフェーズになっているのかなという感じはします。温泉を安定的に供給してもらうことを担保してほしい。我々にとってはそこを最優先事項でやっていただきたいというのがありますね。温泉施設連絡協議会の意見もあるし、先ほど伊藤委員がおっしゃったような、我々の意見というのをたくさん聞いていただければと思うんです。

前回、観光局が主催で宿泊税に関する説明会をやっていただいただけじゃないですか。リアルの参加者

は13人ぐらいでオンラインが最大で約50人ですね。それぐらいの人数じゃないですか。だからもっともっと周知し回数を重ねなければいけないのかなと思いつつ、その時の参加者がおっしゃったんですけど、「何をもって説明をしたか」「何をもって賛同したか」って言うような質問があったじゃないですか。矢ヶ崎先生どうすればいいんですかね。「何をもって賛同したっていう」質問、我々が村長に答申したり、行政の方が説明してくれることに対して、特別徴収義務者になり得るであろう人たちは「何をのって賛同した」として前に進めるか。

#### <矢ヶ崎紀子 委員>

京都市や県レベルで導入するときには、現場の人の話を聞くみたいなことはあんまりないですよ。特に早めに入れた京都市については、導入の時から私も関わっていますが、その時は「まあ、やってみるか」ということになった。賛同、是非やるべきだっていう声はあまり聞いたことは無かったんですけども、でも、これから必要なことだろうね、やってみるかという気持ちはなれた理由としてはこれからもっと観光客が増える。観光客が増えると、今以上に金のかかることがいっぱい出てくる。特に京都市はオーバーツーリズムもあるし。京都市のオーバーツーリズムに代わるような、観光に関する需要、必要性っていうものは何か白馬村さんでは何なのかっていうことを考えていくと良いんじゃないですかね。京都市の場合はオーバーツーリズムでもっと人が増えて大事にしてきた文化財が傷むかもしれない、自分たちがバスに乗れなくなるかもしれない。こういうところにしっかり対策をするためにお金がかかるんだったら、これは仕方無い。白馬村さんにおいて、これから新たに起こる、必要となるような経費で、これは仕方がない、プラスアルファでこれからみんなで徴収するっていうことが、それはもしかしたらこのまま宿泊税がないとしたら、宿泊事業者自身がちょっとずつ費用を出して何かやらなければいけないのかもしれない、それだったら少しずつ広く宿泊客に負担していただくっていうロジックなど世界各国にもちゃんと宿泊税がありますので、自分たちがやってみようというふうにと、やはり新しく課税が必要だよなっていうところに対する理解が、やってみようかというところになったと思います。

#### <丸山智彦 委員>

ということを踏まえると、大変な労力がかかると思いますが、入湯税と宿泊税を特別徴収しなければいけない事業所に対してのヒアリングの必要性を感じますし、我々もいろんな調査に対して協力し、我々の意識をも変えるべきだと強く思いました。

#### <柴田 部会長>

ありがとうございました。入湯税については、今ここですぐ結論が出るわけではないので今日いろんなご意見いただきましたのでそういうことを踏まえて次回引き続き検討を行っていきたいと思います。2番目の協議事項、宿泊税の骨子について事務局からお願いします。

### (2) 宿泊税制度の骨子（案）について

#### <太田 税務課長>

「資料1」により宿泊税制度の骨子（案）について説明した。

#### <丸山徹也 委員>

一つお願いなんですけども。僕よりもイアン委員に言ってもらった方が良いかもしれない。英語表記を何にするか、それも併せて県に対して言ってほしいです。アコモデーションタックスなのか、ホテルタックスなのか、ゲストタックスなのか、海外のお客さんがぱっと見て理解してくれる、その表記も一緒に考えてほしいです。

#### <柴田 部会長>

矢ヶ崎先生の方から何かありますか。

#### <矢ヶ崎紀子 委員>

英文表記は本当に大事なと思います。名称の付け方も悩ましいですよ。長くしても難しいし、端的に「宿泊」でバサッと切っちゃってもどうかなと思いますし、皆さんと相談していきたいと思います。

一つコメントを申し上げようと思っていたのは、資料で説明があった9ページの税収の試算のところ、長野県の宿泊税の検討会員の最終的な報告書をまとめるにあたって、委員の検討の段階では、定額制と定率制の両論併記というところで収まっていたんですね。やはり県の方は定額制がいいんじゃないかってとても強く思ってたんじゃないかと思うんですけども、複数の有識者は定率制についても書いておくべきだと。それぞれのメリットとデメリットを同じ分量で公平に判断できるように記載されています。海外では定率制が当たり前なので、また日本の中でも定率制がいいという議論をする有識者の結構いらっしゃいます。その根拠は、定率制の方が税収が多くなるっていうことがあるからです。ただそれは、高級な、非常に高価格帯のお宿が一定量あるという地域においては定率制の方が税収が多くなります。長野県の場合は全国の中でも小さなお宿が頑張ってるエリアですから、やっぱり定率制の部分が段階的定額制の中でも少し高めの定額を持っているという、右から二つ目のページの積算と比べてちょっと低い、そういう傾向にあるこの現状の中で税額をどういうふうに考えていくのか考慮に入れていただければと思った次第です。

#### <伊藤まゆみ 委員>

第2回の部会の前に、私どもの会では話し合いを持ちましてどうしてもこれを言いなさいと言われてまいりました。次回の検討部会において、資料の下の方なんです、「長野県に準ずる」というところが、5つもあるわけなんですけどもその中で免税点、これは白馬村はぜひとも導入すべきだというふうに言われました。白馬村というのは民宿発祥地で、低価格のところが多いわけなんです。皆さんご存知かと思いますが、どんどん皆さん宿泊施設をやめていく、どんどん地元の宿泊事業者が畳んで他所に行かれたりしているわけなんです。村長も民宿文化っていうのを続けていきたいというようなことをおっしゃっていたかと思います。ここは白馬村としては、ぜひともこの民宿文化を後世に引き継いでいくという意味で、白馬村の在り方に関わる問題だと思いますので、根幹の事項だと思います、ですので、民宿の例えば5,000円、6,000円、その辺の宿泊代金の方たちは免税にすべきだと、そういうふうに言われました。それをやらずに、県に準ずるとは馬鹿たれだと、そういうふうに言われてこいと言われました。ですのでぜひ皆さん、そこは検討していただきたい。よろしくお願いたします。それ

が一点です。

それと、もう一点なんですが、ニセコ町の宿泊税に関する案件なんですが（資料の配布）、その8ページなんですが、現在考えられている宿泊税の主な用途いうところなんですが、上から二つ目の宿泊事業者の地域環境負荷の低減の促進支援というところ、これに20%充てられています。私は入湯税で温泉施設を維持していくっていうようなことそれはものすごく大切なことだと思うんですね。やはり同じようにここの宿泊業者を守るという意味で、ぜひともこういう使い方も検討していただきたいです。私どもに用途決定の権限はないわけなんですね。観光地経営会議に出て行ってらっしゃる方しかそういうことを決められないと、これが意外に不公平だって私は思うんですね。なので、ぜひとも宿泊業者の要望を集めていただいて、この用途の中にニセコ町と同じような使い方をぜひお願いしたいなと思います。詳しいことがそこに載っていますので検討していただきたいなと思います。ぜひよろしくお願いたします。。

#### <太田 税務課長>

免税点の部分なんですけど、まだ長野県の方ははっきりとは出していません。例えば、長野県が免税点を設定しないということになったときに、村税分は免税点を設定すると、県税だけは徴収いただくようになるんです。宿泊税の額の中に県税は県の税条例で決めて、村税分は村の税条例で定めることになるので、それぞれの条例で免税点を設定することになるんですよ。県で免税点を設定しない場合に、例えば白馬村が5,000円未満の宿泊施設は免税とするとした場合でも、それは村税の部分だけであって県税分は徴収しなければならないってことになるんです。他にも、特別徴収義務者の煩雑さみたいなものも考える必要があります。

今、伊藤委員に紹介いただいたニセコ町の例にありました通り、宿泊施設に対する環境負荷低減の促進支援、ここで用途の話をするのはいけないんですけど、そういうところを手厚くして付加価値を高め宿泊料金自体を上げていくような取り組みをやっていくのも一つの手なのかなというふうに私は感じました。

#### <柴田 部会長>

もし民宿文化を守るのであれば、それはもっと別次元の問題だと思うんですね。それは後継者がいないとか設備投資が難しいとかやっぱりそういった議論なので。例えば民宿文化を守るために、民宿をやりたい人材を村外から呼び込むとか、そういう根本的な長期的な問題提起とか解決策を見いだしていかないと。民宿文化を守るということは、免税点も一つではあるかもしれませんが、もっと根本的な部分の問題じゃないかなっていうふうには思いますけど。深空地区では当時20数軒あった民宿が今では、1軒か2軒っていう状況です。もちろん（免税点が）この議論の中の一つであると思うんですけど、ただ根本的には別の次元の問題かなっていうふうには思いますけど。

今、伊藤さんから貴重な参考資料をいただきました。用途について観光地経営会議の方で出るとはいえ、この前の説明でも具体的なところまでは出てないんですよ。それはやっぱり村として、もう少し深める必要性はあるんじゃないかなと、説明段階である程度用途についての明確な表現というか、それは出してもいいんじゃないかなと思います。

他に皆さんの方から何かご意見ありますでしょうか。

#### <丸山徹也 委員>

10月までに白馬としての議論をまとめて、県は白馬村の提案を聞くというふうに判断したんですけど、10月までに白馬村の考えを出せば尊重してくれるのか、うまくいけば白馬村の提案が県共通のモデルになるっていう気がするんですよ。さっきの伊藤さんの話もそうですけど、教育旅行、修学旅行とか学習旅行はどうするんだとかっていう話も出ていますよね、ですからその辺の要望をきちんと白馬村として、将来へ民宿を残すためにはこういうことをしてほしいっていう要望はきちんとやっぱり伝えていくことがよろしいです。

それと、特別徴収義務者になるときの徴収コスト、それを県がきちんとその仕組みを作って、みんなストレスなく収められる仕組みをぜひそこまでちゃんと費用で見てくださいというのはぜひお願いしたいと思います。

#### <太田 税務課長>

長野県内で白馬村と同じように、独自課税を考えている市町村があります。知事が表明している通り、その独自課税を検討している市町村としっかりと向き合って意見交換をして制度を固めていきますということは明言されております。要望というか、村としての考えを伝える機会はあるのでしっかりと伝えていきます。

#### <柴田 部会長>

要望として県に出すことは可能なわけですよ。今申し上げた独自の課税市町村との意見交換という機会があると思いますので、その際にここで出た要望事項については、県に申し入れることでよろしいでしょうか。免税点のことと、それから学習旅行の件。

それでは今後について事務局の方からお願いします。

## 3 その他

#### <太田 税務課長>

第3回目の宿泊税検討部会、令和6年8月28日、午後1時半から、この会場で予定しておりますのでそれぞれスケジュールをお願いします。今回と同じようにご案内のメールを差し上げますし、事前の資料提供をさせていただきます。それともう一つ、勉強会として、まだ時期とテーマを調整中なんですけど、9月上旬に、公益財団法人京都市観光協会の福永さんを講師に勉強会を開催したいと計画しています。その際に矢ヶ崎先生さんからご提案いただいた、OTAを特別徴収義務者に指定していること、それから京都市の事例なんかもいろいろと使途であるとか、それからしっかりと徴収できているのか、民泊対応についても聞ければというふうに考えております。

あともう一つ、部会の開催をもう1回増やすかもしれませんので、それもあらかじめご承知おきください。

#### <伊藤まゆみ 委員>

前回の議事録、すごく早く出していただいて、私メンバーの方にみんな送りました。本当にありがとうございました。また今回のこともよろしく願いいたします。以上です。

**<柴田 部会長>**

長時間にわたりまして活発にご議論いただきありがとうございました。では次回8月28日ということで、まだ夏休み中で忙しいかと思えますけどご準備いただきまして、また各代表で出席しておられる方もございますので、皆さんにいろいろご意見を聞いていただきたいと思えますのでよろしくお願い致します。

開会（15：30）

**<丸山副部会長>**

慎重審議に感謝し、閉会を宣言した。